

「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」に対する回答書

新 城 市
平成 22 年 10 月 26 日

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①～③地方自治体の行政運営に当たっては、憲法及び地方自治法を基本にすえて各種行政施策を行うものであり、この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、又変わってはならないと考えています。しかしながら、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化社会への急速な進展の中で、国の行財政改革の動き、又高齢者医療・高齢者介護や障害者福祉の大きな変革の動きがなされているところであるが、こうした改革が地域住民に十分理解され有効に活用がなされるよう進めるとともに、今後生じてくる課題等についての改善策を見出せるよう努力し、充実してまいりたい。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★①法改正前の第 2 段階の非課税者に限り、低所得区分制度の矛盾を補完する目的から独自の軽減措置を設けていた。制度改正により、H18.4 から所得階層区分を 5 段階から 6 段階となったため、独自の軽減措置は解消しました。
- ★②市独自の減免制度は、実施していません。
- ③介護サービス事業者会議を年間 6 回開催しており、国からの情報はその都度お知らせしています。
- ★④第 4 期高齢者保健福祉計画により、認知症対応型グループホームを市内に 3 ヶ所、54 名定員の整備を平成 23 年度までに行なうよう事業を行なっています。
- ★⑤現任介護職員研修を年 1 回実施しスキルアップを行なっています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①調理が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方に、定期的に給食を配達し、食生活の改善と安否の確認を行なっています。配達は、火・木・金の週 3 回の昼食・夕食を実施し、希望の曜日を選ぶことが出来ます。

★②

- ア. 地域包括支援センター及び市内に 6 ヶ所あります、在宅介護支援センターの職員が、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯を定期的に巡回をしています。
社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者安否確認事業で、乳酸飲料の配布を行なっています。
- イ. 外出支援として、高齢者福祉タクシーの助成、外出支援サービスを実施しています。
- ウ. 地域支援事業として、ミニデイサービス事業を市内で実施しています。
- エ. 第 4 期高齢者保健福祉計画では、民営での供給拡大を想定し、利用者の増加を見込んでいます。

★(3) 障がい者控除の認定について

- ①要介護 1 以上の方を対象に行っています。
- ②広報誌、市のホームページにより周知を図っています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①現在は考えておりません。

②後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。

③現在は考えておりません。

3. 子育て支援について

★①子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校1年生から6年生までの通院を現物給付(窓口無料)で実施しているところですが、それ以上の拡大については、実績、財政状況等を考慮し、今後検討します。

★②妊産婦健診については、初回の健診を含めて産前14回実施しております。乳児健康診査も2回実施しております。

平成22年度から超音波検査と子宮頸がん健診を追加しております。

(超音波検査4回・子宮頸がん健診1回)

③生保認定基準の1.5倍までを認定している。また、民生委員の証明は不要。

④義務教育の無償化は教職員等の人件費や教科書、教育施設等の無償化と理解している。学校給食費については食材の実費負担をお願いしているもので、給食費の無料化は考えていない。

4. 国保の改善について

★①国保の広域化は、必ずしも安定した運営が行えるとは、考えていません。市町村には、様々な格差があり、格差を埋める意欲、刺激が働き、メリットとなるようにしなければならぬと考えます。

★②保険料(税)について

ア. 単年度収支がマイナス続きで、大きな引き上げを必要としていますが、今年度は、若干引き上げを実施しまして、なお不足する税を補うため、8千万円の繰入を計上しております。

イ. 一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。

ウ. 現在は考えておりません。

エ. 現在は考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 被保険者の不公平感を是正するためにも、法に準拠し資格証明書制度を実施します。資格証明書については、制度にのっとり被保険者の滞納事由等を十分考慮し、対応していきます。

イ. 短期証の窓口交付を行っていますが、給付制限を求めるものでは、ありません。

ウ. 分納誓約を履行中の世帯で、滞納額が30万未満になった場合には、通常の保険証の発行を行います。

エ. (税務課)生活実態をしっかりと把握したうえで、保険税の徴収を実施しております。

(市民保険課)資格の得喪は、世帯主に届出義務を課していますが、保険の有無の実態把握は、非常に難しく、現在実施は考えていませんが、窓口での国保と年金の同時取得で未加入者防止を図っています。

④現在は、考えておりません。

5. 障がい者施策の充実について

★①

ア. ～オ. 自立支援医療については、原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されております、当市では自己負担分を助成する医療費助成制度がありません。

その他の利用料負担の軽減措置としては、国の基準に合わせて、上限額を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに係る負担額も返還されます。

②現在は、考えておりません。

6. 健診事業について

★①(健康課)各種健診は、自分の身体を知る重要な事業です。その結果を治療につなげたり、生活習慣を見直すための動機付けの場となる事業です。健康に関心を持ち、自己の健康管理をしていただくため、また、医療の公平性を考えたとき、自己負担は必要であると思いません。

がん検診は、集団方式が4月から翌年2月まで、個別医療機関委託方式が6月から12月(女性特有のがん検診は7月から翌年3月)まで、ほぼ1年を通して実施しております。

歯周疾患検診は、集団方式で年6回(妊産婦一般4回・元気はつらつ2回)、個別医療機関委託方式が6月から8月まで実施しております。

(市民保険課)特定健診においては、受益者負担の原則や健診への意識づくりとして、自己負担1,000円をお願いしており、今後も負担をお願いしたいと考えています。実施期間については、通年ではありませんが、今後の受診率等の状況により検討してまいります。

集団健診については、短期人間ドックにおいて、特定健診項目を実施しています。

②19歳から39歳までの住民を対象にした健康診査を実施しております。(無料ではありません。)

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成については、国等の動向を注視しながら、検討していきたいと考えております。

②全国的な課題と思われるものについては、「全国市長会」を通して、国に要望して行くことが望ましいと考えます。

8. 生活保護について

★①生活保護法の原理・原則にのっとり生活困窮者と接し、他法・他施策による救済が見込めない者については、適切に保護の申請指導を行っています。生活保護法に基づく調査については、速やかに行い、保護決定の迅速化を行っているとともに、現に手持金のない者については、社会福祉協議会と連携し、社協の融資制度を利用させるなどの対応をしています。

②(福祉課)生活保護の担当ケースワーカーは、設置基準では1名ですが専任2名、兼務1名の3名体制で対応しています。

(人事課)業務に必要な職員を確保するよう引き続き努力してまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①～⑧

及び

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①～⑦案件にもよりますが、全国的な課題と思われるものについては、本市も加入している「全国市長会」を通して、地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①～④何れも一つの自治体のみの問題ではないため、県単位及び全国的な要望が必要となっていくことであると考えますので、段階を踏まえながら検討していきます。

以上